

会議録

会議の名称	令和4年度第6回福津市郷づくり推進協議会代表者会議	
開催日時	令和5年3月7日(火)16:00~17:30	
開催場所	福津市中央公民館2階 研修室1	
委員	勝浦：天野 保章、荻原 哲夫 津屋崎：御厨 忠男、坂口 勝繁 宮司：坂根 康廣、梅野 邦彦 福間：梅谷 寧次 神興：富松 享一 上西郷：畑 清喜 神興東：奥 弘子、樋口 英典 福間南：石橋 和義、山本 正則	
専任事務局員	勝浦：花田孝信 福間：廣渡策生 上西郷：末廣 隆 神興東：中里恵子 福間南：池田典彦	
市	原崎市長 まちづくり推進室：石井参事	
事務局	まちづくり推進室：香田理事、向井係長、折居	
会議	内容	1. 市長あいさつ 2. 依頼・説明事項 (1)令和5年度の専任事務局員賃金の取扱いについて(まちづくり推進室) 3. その他
	配付資料	<input type="checkbox"/> 令和5年度の専任事務局員賃金の取扱いについて

会議内容(要点)

1. 市長挨拶

市長があいさつを述べた。

2. 依頼・説明事項

(1) 令和5年度の専任事務局員賃金の取扱いについて(まちづくり推進室)

まちづくり推進室が令和5年度の専任事務局員賃金の取扱いについて説明した。

(委員)

暫定的に180万円の枠は撤廃となっているが、今後金額が変わるのか。

(まちづくり推進室)

令和6年度についてはお答えができない。最低賃金の絡みがあるため、180万円では厳しいのではないかという気がしている。

(会長)

郷づくりごとに予想される時間外労働時間を基に、とりあえず予算を組むということか。

(委員)

180万円以上出るのかと思っていた。資料には、180万円を交付する予定となっている。180万円の枠を撤廃すると書いてあるのに、なぜ市の予算は180万円なのか。

(まちづくり推進室)

令和5年度から時間外手当を導入するが、当初予算に盛り込めていないため、あくまで議会に補正予算をお願いする形になる。そうすると、議会の議決事件になるため、今の時点で確実に補正予算が保証できるものではないため、算定基準額を超える場合は基礎事業費から支出していただくという内容である。

(委員)

これは令和5年度の問題か。

(まちづくり推進室)

おっしゃる通り。

(委員)

180万円の枠の撤廃までは理解した。基礎事業費から落としていいと書いてあるが、今までの予算書の項目の中に給与支払いという項目がない。項目がないと落とせないなので、交付金の中に給与支払いという項目を起こしていいか。給与支払いの項目が起こせれば、事務局員以外の部会長やボランティアで来てもらった人にも給与を払うことができる。

(まちづくり推進室)

今回の資料の内容は、事務局員の賃金に充てる部分と考えている。

(委員)

給与支払いの項目を設けたら、こっちは払えるがこっちは払えないという制限がない。今は180万円という給与をもらっているため問題ないが、枠を撤廃したら無制限になる。無制限に許可してくれるということか。

(まちづくり推進室)

今回は、事務局員の賃金の話であるため、枠は撤廃するが、雇用の範囲を拡大することは今のところ考えていない。

(委員)

事務局員は郷づくりとの雇用契約という関係があつての話。それ以外のことは今回の内容には入らないと思う。部会員は郷づくりと雇用関係にはない。

(委員)

部会員といっても地域の方の力を借りているので、その時に給与にするのか手当にするのかいろいろある。

(委員)

事務局員の給与は市から出ている金額である。市が全部の給与を管理すればいいだけの話。超えた部分をこっちから出ささいと言うからややこしくなる。

(委員)

委員がおっしゃるように、市のほうから出せないのか。

(委員)

令和 5 年度については、これで行くしかないが、令和 6 年度からそういう方向にもっていくためには来年度の中で検討していかなければならないはず。

(まちづくり推進室)

令和 5 年度については暫定的な話になる。本来であれば当初予算で、通常の勤務分と時間外分を組んだ形で交付金の中に組み込むのがよかったと思うが、令和 5 年度についてはその対応ができない。

(委員)

補正予算で最大限努力するから 180 万円で運用してくれということならまだ理解できる。

(委員)

事務局員に出てきてくださいとお願いが言えなくなる。

(委員)

そもそも時間外労働とは何を指しているのか。我々の郷づくりでは 2 人体制でシフトを組んでいる。イベントがある日は、イベントの日に出勤するのを前提としてシフトを組んでいるため、どこで時間外労働が発生するのかが分からない。例えば、夜に会議がある場合は、午後から出勤をお願いしている。突発的に何か起こらないと時間外労働は発生しない。昨日調査が来ていたサンプルには、総会準備や運営委員会出席などがあるが、これらは分かっていることなので、元から出勤日にしている。

時間外手当を出すことについては大賛成だが、そのうえで時間外労働とはなにを指すかということを知りたい。

資料は読んだが、8 時 30 分から 17 時まで勤務されている方々をベースに考えているため、考え方が異なる。神興東のように月給制の固定で働くルールでは、別の様式があるので、それを教えてほしい。

(まちづくり推進室)

時間外手当が発生するものとしては、労働基準法上の時間外手当を想定している。今回の調査では、1 週 40 時間、1 日 8 時間を超える部分について、数字を出していただきたいと思っていた。

(委員)

事務局員は週に2日や3日しか働かないので、1週40時間は当てはまらない。

(まちづくり推進室)

なかなか1週40時間を超えることはないと思うが、1日8時間を超えることはあると思う。それに該当した場合は、時間外労働が発生するということになる。

(委員)

いろいろ深く掘り下げるとややこしくなる。

(畑委員)

市のほうから払ってもらうのが一番早い。あまりに時間外労働が多ければチェックすればいい。

(委員)

時間外手当をつけ始めると、毎月の給与額が動いてしまう。そうすると支払う側も大変。1円単位で計算しなければいけないので、時間がかかる。それによって時間外労働が発生することになる。

(会長)

単純に考えれば、180万円というのは次年度には最低賃金を下回るのはほぼ確実である。本当は、令和5年度から、この180万円という金額が上がった状態で交付金を受けられれば良かったが、それはできないということか。

(まちづくり推進室)

できない。

(委員)

時間外労働の調査をすれば、多いところと少ないところが出てくるはず。あまりに多いところは、注意をしなければいけない。どこの企業にも、残業はここまでというのがあり、それを超えると、もう残業するなという指示が来る。市のほうも管理していかなければいけない。

(会長)

他の人はボランティアで費用弁償程度しか出ないので、今まで自分たちがしていた仕事を、事務局員は時間外手当が出るからしてよというふうになりかねないか懸念される。

郷づくりのメインはボランティアで、わずかな費用弁償でしている中で、事務局員も最低賃金並みでしていただいている、金額もずっと上がっていなかった。何とか皆さんの好意でバランスを保っていたのが、やはりここに来て180万円では無理となってきた。ただ、そうすると今度は私たちの方の問題にもだんだん関わってきて、これでいいのかというのが出てくるのではないか。

(委員)

この時期にきて、いろいろと予算が右往左往するのは、郷づくりの予算が立てられない状況になっている。シンプルに180万円を200万円にしますとしてくれればいい。今聞いていると、勤務形態も郷づくりで異なるようである。時間外手当の計算をしたら、この作業だけで時間外労働をしなければいけなくなり、何のために時間外手当を支払っているか分からなくなる。

(委員)

確認だが、今は事務局員賃金の上限額が180万円になっているので、この枠を撤廃する。そして、増額したいと思っているが、議会の関係で、予算承認がないものを勝手に認めることはできないため、現時点では増額できない。だから補正予算でなんとか議会に認めていただいて、追加交付をしたいと思っているということか。

(まちづくり推進室)

おっしゃる通り。

(委員)

今聞いていると、難しい話になっているが要はそういうこと。あくまで議会があるので、追加交付という部分が言えないというだけで追加要望をしますとおっしゃっているわけだから、そんなに難しく考えなくていいと思う。

予算を組むときは、確かに内示が無いので 180 万円しか組めない。だけど、郷づくりの補正予算が何かで、事務局員賃金を増額すればいいわけである。

(委員)

難しく考えるつもりはないが、基礎事業費から出してくださいと書いてあるので聞いている。

(委員)

決まり事として、法律上出すものは出さないといけないので、あとは市と十分に打ち合わせをしながら、できる限り手間がかからないようにしてもらわなければいけないという要望をするということではないか。

(委員)

要するに、現時点では、令和 5 年度はこの金額で行って、足りない分は基礎事業費から出してくれということで、令和 6 年度は再度検討するということが。

(まちづくり推進室)

おっしゃる通り。

(委員)

本年度、100 万円以上交付金が余る郷づくりが結構ある。本年度に限りその分は郷づくりで持っておいて、来年度、事務局員賃金などに充ててもいいですよということであれば問題ない。

(事務局員)

勝浦はすでに予算を組んでいて、予備費から時間外手当のほうに何十万円か増やそうとしている。追加で交付があれば、それは予備費のほうにまわすというふうにして、各部会の予算を削るといったことは考えていない。そういった方法論でいいのではないかと思う。

(委員)

万が一補正予算で確保できなかったときに、今まで交付したお金の中から、今回特例で事務局員の給与という項目を起こしてもいいと言ってもらえれば全て片付く。お金はあるので、お金に名前をどう付けるか分からない。

(まちづくり推進室)

項目については個別に聞かせていただきたい。

(委員)

事務局員が有休をとった時に、代替を入れたときは給料で払うのか。今までやっていた費用弁償的なもので役員がやっていたが、それを最低賃金で払うと、費用弁償の部分が増える。その取扱いをきちんと明確にしておかないと、金額がずれてくるのではないかと思う。同額ではなくてもいいと思うが、給料として扱うならば、その分は予算に入れておかないと払えない。

(委員)

180 万円を推奨された時給 956 円で割ると、ひと月の出勤日数が平均で 21 日になる。8 月は出勤

日数が 23 日ある。そういう微妙なところはあるが、計算すると 1 日が 7107 円になる。有給が 1 年で最低 5 日あるので、5 日分は確保しておかなければいけない。2 人体制であればその倍。

(まちづくり推進室)

今は、雇用契約がない方が代わりに出られているような形か。

(委員)

おっしゃる通り。

(会長)

各郷づくりでやり方が違うので、休日時間外についても郷づくりごとにより数字が変わってくると思うが、追加で出る補正予算は全郷づくり一律か。

(まちづくり推進室)

その点も含め、調査結果を含め検討する。

(委員)

一律のほうがもめなくてよい。本当は市が払ってくれるのが一番よい。

(まちづくり推進室)

現行、交付金制度の枠の中でさせていただいている。

(委員)

そもそも、事務局員に賃金を多めに払うというのは、あくまで時間外勤務が多いから支払うという考え方なのか、それとも普段の業務内容が多くてこの賃金では少ないのではないかということで増やそうとしているのか。

(まちづくり推進室)

現時点では、時間外労働に対する対応である。申し訳ないが、業務量に対して少ないのではないかという考え方ではなく、発生する時間外労働に対して対応したい。

(委員)

そうなのであれば、こんなややこしい計算式をさせず、一律でいくら出しますよとしてもいいのではないか。

郷づくりは、総会をしており、予算審議をする。予算項目がきちんと決まっている。その中でしかお金を動かさない状態になっているわけだから、私どもとしては、ひとつの事務局員手当という形で増えた金額を出せたほうが説明もしやすいし、やりやすいと思う。

(委員)

雇用契約書の中に、有給休暇は何日など条件的なものが何も記載がない。時間外労働のこともしっかりと中に入れこまないといけない。そういった様式も市のほうで作って郷づくりに渡さないといけない。

(まちづくり推進室)

雇用契約書については、おっしゃったように必要な内容は入れたうえで作らないといけない。時間外労働が発生する際は、必ず記載しておかないといけない内容があるため、それを含めた記載例を出そうと思っている。

(委員)

時間外手当だけではなく、出勤日数や出勤時間等と、それらに対する代価が明確じゃないと最低賃

金法に引っかかる。

(委員)

もっと簡単にいかないのか。これだけ手間がかかり難しくなると、後々大変になってくると思う。

(まちづくり推進室)

難しくはなるが、時間外手当を支払おうとするには手続き上どうしても必要な過程になる。

(会長)

今までの雇用の形に対して、どこからも指摘はなかったのか。

(まちづくり推進室)

今までは、時間外の労働は発生しないという前提のもと費用弁償で出していたが、時間外の勤務が発生しているという現状をお聞きしたため、このように時間外手当の話をさせていただいている。

(委員)

そもそも時間外業務が発生したからなのか、最低賃金法に引っかかったのか。

(まちづくり推進室)

最低賃金法に引っかかってはいない。

(委員)

例えば事務局員会議があった時に、年間出勤日数 244 日で計算すると、出勤日数がちょうどぴったりになる。これは事務局員会議があるときには閉館しなさいということになる。なにかイベントがある度に閉館しないといけなくなるため、その時にカバーするためには、もっと財源がないと代わりの人を置けない。そういうことも含めて見直してほしい。

(委員)

皆さん今まで通りの予算書を作られるのか。何か別の良い方法があったりするか。

(市長)

案として勝浦では項目を立てて予備費から、とご提示いただいた。6 月の議会ではなかなか難しいと思っている。増額の補正予算を組む場合に、財政当局へ増額要望する際に、大体このくらいの時間外が発生しているため、このくらい増額をお願いしますというための、基礎資料とさせていただく。決して郷づくりで、ここは少なめ、ここは多めという増額ではない。9 月の補正予算の増額の 1 つの根拠として把握する必要がある。

今回は、最低賃金ではなく、時間外手当についてであり、そもそも時間外業務が発生しないという組み方をしていたので、それはどうなのかというご指摘を受けたのが前回の代表者会議であった。議会には、確実に増額で承認してもらうような要求要望は上げたいと思っているが、根拠資料が必要になってくるため、暫定的に計算をしていただけないかと思う。郷づくりの総会の中で、市としても増額の検討をしているところだということは述べられて構わない。

(事務局員)

予備費から時間外手当を出すのではなく、事務局員賃金 180 万円、事務局員時間外手当 20 万円とし、その分予備費を削る。追加交付金が入った時には予備費に入れるようにする。

ただ、100 分の 125 で平日時間外は計算するのか、土日は 100 分の 135 で計算するのか、週 40 時間以内なら 100 分の 100 で計算するのか分からない。均一で各郷づくりに追加交付金で出すとしたら、3 月の締めで時間外が少なかったところは返金になるのではないかと思う。その辺りの説明を事務局側にしっかりしてほしい。

また、足りなかった場合は事業費から出せという回答だったが、例えば、共働推進会議で新しい業務

として入ってきたヒアリングなどの業務が増えるだけでも、その追加の業務で時間外業務が出てくるので、そういった時は実績に基づき、市役所のほうで、補正予算で調整するべきだと思う。

例えば、事務局員が会議に出かけた時の代わりの方は、費用弁償という方法があり、4000 円などそれなりに上げるようなことは各協議会で決められるので、そうすれば 3 時間や 4 時間分くらいの手当にはなる。そういったことを含め、ある程度の方法論を言ってもらえれば分かりやすくなる。

(委員)

郷づくりで状況が違うため、どこまで許容できるかのガイドを作ればいい。

(まちづくり推進室)

予備費で対応できる場所はどのくらいあるか。

(委員)

お金はある。名目をどうするかだけ。我々の郷づくりだけで言うと、今のままでは最低賃金法を適用するだけで、30 万円足りない。それプラス時間外手当分が必要になる。その時間外手当が何を指すかが分からないから冒頭に聞いた。

(委員)

恐らくシフト制を組んでいるのは神興東だけだと思う。他は、午前 8 時半から午後 5 時までの 1 日対応で、夜に出てくる場合は時間外として扱いますよというような概念である。神興東はシフトで上手くされているであろうが、ほかは 1 日対応でしているため、時間外が発生する可能性は十分にある。

(委員)

夜に出てきた場合は、時間外労働扱いにしないのか。

(委員)

夜に会議があることは事前に分かっているため、その日の出勤は午後からにずらしている。

(まちづくり推進室)

前提として、神興東は上手くシフトを組んでいらっしゃるが、1 人ずつの事務局員でみていただき、1 日 8 時間を超えないのであれば法定内の労働時間で働いていらっしゃるの、法定上は、時間外手当は発生しない。法定以上に、協議会の判断で時間外の手当を出すことや、割増の 1.0 のところを 1.25 で出すことは可能かというお話もいただいていたが、市役所としては、法定の、下限を守っていただければ、上乘せして出すことについては、だめだと咎めるところではない。ただ、予算が関係してくるため、そこはご検討いただきたいところ。

(まちづくり推進室)

多くの協議会で時間外労働が発生しているというのが実態であると思われるため、時間外手当については導入する方向で進めてよいか。

(委員)

導入することについては全く問題ない。

(まちづくり推進室)

事務手間は、どうしても法令で決まった部分があるため、そこはしていただくざるを得ない。

(委員)

事務局員給与という項目を起こしていいか。

(まちづくり推進室)

勝浦では実際に起こしているのか。

(事務局員)

事務局員時間外手当という項目を設ける。給与は給与、時間外手当は時間外手当。時間外手当が年間どのくらい必要かについては、市のほうが平日の残業を 100 分の何換算とするのか示してもらえれば、令和 4 年度の実績に基づいて算定できるため、その部分を予算計上しようかと思っている。ただ、先ほどの説明だと、各郷づくりで割増を払うかの判断をしてくださいというのはいかがなものかと思う。市の見解として持っていてほしい。

(まちづくり推進室)

割り増すべきところは割り増さなければいけないというのが、労働基準法上決まっているため、本来割り増さないといけないところを、割り増さずに出すということとはできない。

(委員)

そういうことではなくて、予算の項目のことを言っている。

(委員)

明日の事務局員会議できっちりと話してもらえればいい。実際にこの事務をするのは事務局員であるため、事務局員が分かるように説明してもらえるのが良い。

(会長)

他のいろいろなことまで考えだすと非常に複雑になるので、とりあえず令和 5 年度の取扱いを、統一の形で決めていただかないと間に合わない。

(委員)

決めてほしいのは、時間外手当込みで給与を組んでいいか、180 万円と別に時間外手当相当でいくらか組んでいいかということである。

(まちづくり推進室)

どんなふうに予算書に落としていくのか等のすり合わせは必要だと思う。明日の事務局員会議の中で諮らせていただく。

(委員)

補正予算は 9 月を想定しているのか。

(まちづくり推進室)

現時点ではそうである。

3. その他

(まちづくり推進室)

2 月の代表者会議において、部設置条例改正に伴い、令和 5 年度より市民共働部が新設される旨をお知らせしていたが、課の名称が決定した。まちづくり推進室が廃止され、郷づくり支援係と市民共働推進係の業務は、新たに設置される地域コミュニティ課に移管される。なお、郷づくり及び自治会関連の担当係名は現行通り郷づくり支援係となる。係の電話番号も変更はない。しかし、課の場所が市役所別館 1 階に移動する予定である。

新旧自治会長の皆様には、3 月 15 日の回覧で自治会回覧文書にてお知らせするが、郷づくりの会議等の機会に、協議会の皆様からも共有いただくようお願いしたい。

(会長)

窓口はいつから別館 1 階に移るのか。

(まちづくり推進室)

4 月 3 日(月)から。

(まちづくり推進室)

以上で郷づくり推進協議会代表者会議を終了する。